

令和7年度 経営安定融資（経営一般）要領

（アスベスト対策）

1 目的

アスベスト問題の社会的重大性に鑑み、本件を「令和7年度東京都中小企業制度融資要項（以下「要項」という。） 第5 経営の安定化資金 1 経営安定融資 二 経営安定融資（経営一般）」（以下「経営一般」という。）の融資対象として知事指定し、中小企業者への資金的な支援を行うことにより、当該事業者の本問題への迅速な取組を促し、もって本件の早急な解決を図ることを目的とする。

2 定義

要項総則の2に定めるとおりとする。

3 融資対象

次の（1）及び（2）を満たすもの

- （1）アスベスト対策を講じる中小企業者又は組合であること。
- （2）要項総則の3に定める融資対象の基本要件を満たすこと。

4 融資条件

次の表のとおりとする。

資金使途	アスベスト対策に伴う運転資金・設備資金 ・ 「大気汚染防止法」第18条の15第1項及び第2項による届出の対象となるアスベスト（吹きつけアスベスト、（保温材））の除去、封じ込め、囲い込み処理等に係る諸費用（調査、廃棄費用等も含む。） ・ 上記工事に伴うノンアスベスト建築材への切り替え費用 ・ 自己が行う上記工事に伴い仮店舗等に一時的に移転する際に生ずる諸費用（移転費用、入居保証金、賃借料等） ・ アスベスト対策工事物件所有者又は使用者が自己で行うアスベスト対策工事により一時自己の店舗、工場等が営業休止若しくは操業休止となった場合に当該物件から本来発生したであろう売上相当額※
資金使途以外の融資条件	経営一般に準ずる。

※ 当該物件からの前年度売上高／365×休業日数

5 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(2) 融資申込受付機関

要項総則の5に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

経営一般の融資申込みに必要な書類のほか、資金使途に応じて次の表のとおりとする。

設 備	運 転	書 類 名
○	○	アスベスト対策計画書
○	○	アスベストの除去等を行う建物の登記事項証明書 借家人の場合は、上記に加え賃貸借契約書の写し
○	○	施行業者が「大気汚染防止法」第18条の15第1項及び第2項に基づき官公庁 に提出した「特定粉じん排出等作業実施届出書」の写し及び付属書類の写し
△		工事に伴い一時的に転居する場合に発生する諸費用の明細(見積書等)
	○	前期決算書(※工事物件での売上高がわかるもの)

6 融資申込受付後の処理

要項総則の6に定めるとおりとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

アスベスト対策計画書

西暦 年 月 日

(申込者) 住 所
名 称
代 表 者

「経営安定融資（経営一般）」を申し込むため、この書類を提出します。

1 工事概要

所 在 地				
所有者の住所・氏名※				
建 物 等 の 概 要	主たる用途		床 面 積	
	構造・階数		アスベスト 使用面積	
工 事 の 種 類	解体工事		改修工事	
施 行 業 者				
実 施 予 定 日	年 月 日		～	年 月 日
休 業 予 定 日	年 月 日		～	年 月 日

※ 法人については、法人名及び代表者名、主たる事務所の所在地を記入してください。

2 資金計画

支 出		調 達	
工 事 費 用	千円	借 入 金	千円
所要運転資金※1	千円	うち本件	千円
そ の 他	千円	自 己 資 金	千円
合 計	千円	合 計	千円

※1) 下記により算出してください。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{所要運転資金} \\ \hline \end{array}} \leq \boxed{\begin{array}{c} \text{当該物件での年商}^{\ast 2} \\ \hline \end{array}} \div 365 \times \boxed{\begin{array}{c} \text{休業日数}^{\ast 3} \\ \hline \end{array}}$$

※2) 当該物件での前年度売上高が確認できる書類（試算表、帳簿の写し等）を添付してください。

※3) 準備期間と工事期間（調査等の期間を含む）の合計日数を記入してください。

《 注意事項 》

この計画書に基づき、金融機関及び保証協会が融資の審査を別に行います。その審査によって、融資の諾否や融資金額が決定されます。